

農薬の再評価の円滑化に向けた取組について

1. 背景

- 再評価については、農林水産大臣が農業資材審議会に対し、これまで 42 成分について諮問を行っているところ。うち、3 成分については、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の審議を終え、消費者庁において食品衛生基準審議会での審議、残留基準設定に向けた手続が進められているところ。
- 令和 6 年 11 月 28 日の農業資材審議会農薬分科会（第 44 回）において、農薬取締法の施行状況について議論し、「再評価を円滑に進めることができるよう、審査等のノウハウを蓄積するとともに、関係省庁と連携して体制の整備と人材育成を進める。また、手続についても効率化に向けて所要の見直しを実施」するとしている。
- また、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）において、「農薬の一層の安全性向上に向け、2018 年の「農薬取締法」（昭和 23 年法律第 82 号）改正に伴い導入した農薬の再評価制度により、全ての農薬について最新の科学的知見に基づく再評価を円滑に実施する」としており、安全性を確保しつつ、事務局で再評価の円滑化に向けた取組を検討、実施しているところ。

2. これまでに実施した取組

（1）審査スキームの見直し（別紙参照）

食品安全委員会での評価が終了した後、農業資材審議会農薬分科会使用者安全評価部会で審議し、それに続き消費者庁の食品衛生基準審議会での審議する流れで再評価を進めているところ、この直列型ではなく、審議状況を共有しながら審議を進める並列型の進め方に変更。令和 7 年 4 月 22 日以降に食品安全委員会に評価要請する農薬について、並列型の進め方とするとともに、同日以降に食品安全委員会から結果通知がある農薬についても、同様の進め方で実施。

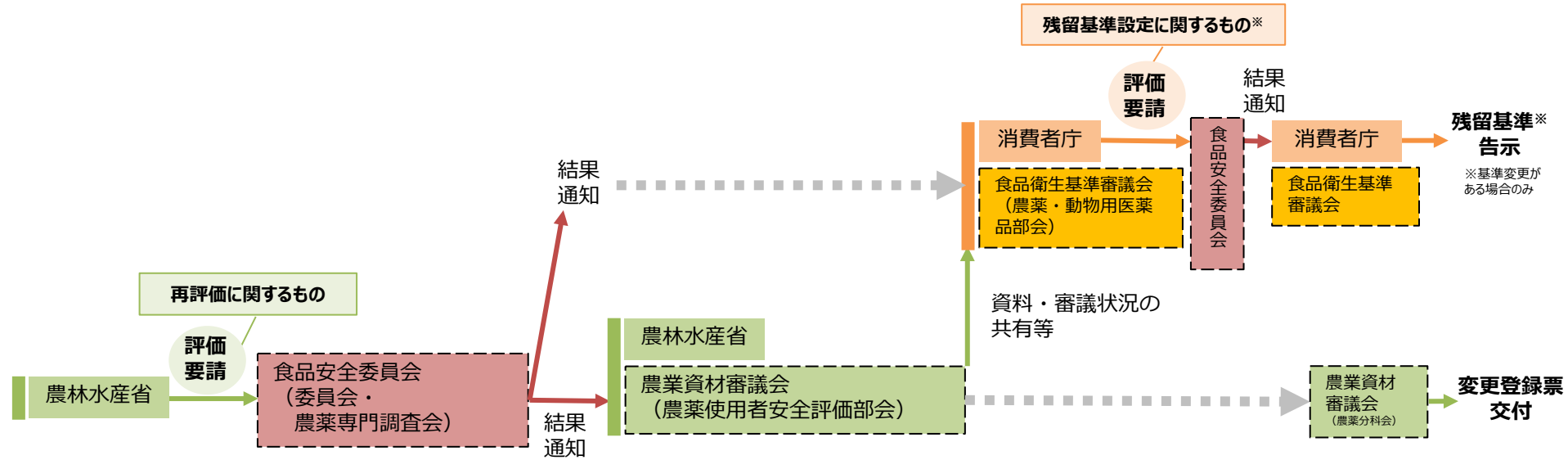
（2）再評価の提出資料に対する指摘事項のフィードバック

提出資料に対し、関係府省、審議会等から指摘した事項のうち、一般化できる事項については、農薬製造事業者等全体にフィードバックし、農薬製造事業者等による資料作成、関係府省による資料確認の円滑化を図っているところ。

3. 今後の予定

引き続き、関係府省と連携し、2.（1）及び（2）を継続。再評価の進捗を見つつ、その他の所要の取組を講じ、不断に円滑化を図る。

再評価スキームの見直し

✓
現
行✓
変
更
後